

参考

不許可の例外事由一覧表

平成28年4月
千葉県農地・農村振興課作成

	内 容	条 文
A	土地収用法等による告示に係る事業の用に供する場合	法4条6項本文ただし書 法5条2項本文ただし書
B	農用地利用計画において指定された用途に供する場合	法4条6項本文ただし書 法5条2項本文ただし書
C	農地を農地以外のものにする行為が次のすべてに該当するとき ① 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供する必要があると認められるものであること ② 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないこと	令4条1項1号 令11条1項1号
D	申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供する必要があると認められるものであること	令4条1項1号イ 令11条1項1号イ
E	農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設	令4条1項2号イ 令11条1項2号イ
F	都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設	規則33条1号
G	農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設	規則33条2号
H	農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設	規則33条3号
I	住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの	規則33条4号
J	申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供する場合 ① 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの ② 火薬庫又は火薬類の製造施設 ③ ①、②に類する施設	令4条1項2号ロ 令11条1項2号ロ 規則34条

K	調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。）	規則35条1号
L	土石その他の資源の採取	規則35条2号
M	水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの	規則35条3号
N	流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの ① 一般国道又は都道府県道の沿道の区域 ② 高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路（高架の道路その他の道路であつて自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域	規則35条4号
O	既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の <u>2分の1</u> を超えないものに限る。）	規則35条5号
P	甲種農地又は第1種農地の転用を例外的に認めたこととした事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設	規則35条6号
Q	申請に係る農地をこれに隣接する土地と一緒にとして同一の事業の目的に供するために行うものであつて、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合。ただし、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えず、かつ、同じく甲種農地の割合が5分の1を超えないものに限る。	令4条1項2号ニ 令11条1項2号ニ 規則3.6条
R	申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供する場合	令4条1項2号亦 令11条1項2号亦
S	地域整備法の定めるところに従って農地の転用が行われる場合で一定の要件に該当する場合	令4条1項2号～(1)～(4) 規則3.8条
T	地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（土地の農業上の効率的な利用を図るために措置が講じられているものとして農林水産省令で定めるものに限る。）に従って行われる場合で農林水産省令で定める要件に該当するものであること	令4条1項2号～(5) 規則3.8条 規則3.9条